令和８年（フ）第３７８号
宮崎市月見ケ丘５丁目３番９号　トレスエルマーナ102号
債務者　池田　優美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８９号
鹿児島市桜ヶ丘６丁目６番地７　さくらビレッジ102号、前住所鹿児島市宇宿８丁目17番15号
債務者　園山　順子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３７１号
鹿児島市松原町13番５号　ＴＨビル501号
債務者　馬場　龍一
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８２号
鹿児島市桜ケ丘２丁目２番地18　コーポホワイト101号、前住所鹿児島市宇宿９丁目１番15号　斉野アパート１Ｆ
債務者　瀧聞レイ子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８４号
鹿児島市荒田２丁目14番16号　コーポ若松101号
債務者　川俣　清美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８６号
鹿児島市荒田１丁目41番８号　カラーズ1001号
債務者　駒走　俊和
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３９０号
鹿児島市玉里団地１丁目43番13号　萩原ハイツ202号
債務者　濵田　若菜
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４０９号
鹿児島市小川町17番３号　キャプテンビルⅡ403号
債務者　野間　夏美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町24番26号　501号
債務者　幸　ありさ
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第５４号
北海道小樽市新光４丁目１番26号　和楽三302号室
債務者　岩間　悦子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１０４号
岩手県花巻市西宮野目第６地割513番地２、旧住所岩手県北上市大通り２丁目６番11－805号　レーベン北上　ＴＨＥ　ＰＲＥＭＩＥＲ
債務者　奈良　七海
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１２２２号
東京都あきる野市油平162番地２プチメゾン101号
債務者　中島　美子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２６号
東京都西東京市北原町３丁目２番１－106号
債務者　若井　真菜（旧姓菅野）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８１号
東京都武蔵野市境１丁目22番11号東京荘103
債務者　大野みち子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９７号
東京都あきる野市山田573番地１シルフレイ306号
債務者　岸　　佑佳
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５７号
東京都八王子市堀之内３丁目29番地８エクレール川和103号
債務者　梅里　真弓
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６４号
東京都町田市金森東２丁目26番５－115号
債務者　椎本健二郎
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部